

商 法 (100 点)

第 1 問

以下の事実をもとに、(1) (2) に解答しなさい。

1. P 株式会社は、監査役設置会社であり、その定款に「P 社株式の譲渡による取得について P 社の承認を要する」旨の定めはない。P 社の取締役は、代表取締役社長の A、A の長男で専務取締役である B のほか、使用人を兼務する代表権のない取締役 C、D、E の 5 名である。P 社の経営はほとんど A の独断で行われており、他の取締役はそれに機械的に従うのが常であった。

2. ギャンブル好きの B は、P 社の金合計 5 億円を使い込んだ。この B による使い込みは、P 社が、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制を整備していれば防止できる可能性が高かったが、P 社はそのような体制を整備していなかった。

使い込みが発覚したことで B は P 社の取締役を辞任したが、B は、ギャンブルで使い込んだ金をすべて費消してしまい、無資力の状態になっている。

3. その後、A は、息子の不祥事の責任をとって取締役を辞任したが、顧問としての立場で P 社に在籍した。P 社の代表取締役の地位には D が就任したが、A は辞任後も P 社の運営について指示を行っていた。D は A の指示通りにリスクの大きい事業に乗り出して失敗し、P 社は支払不能状態に陥った。

(1) 事実の 1. と 2. について、P 社の監査役は、P 社は B の使い込んだ 5 億円相当額の損害を被ったとして、P 社を代表して、取締役である C の P 社に対する損害賠償責任を追及する訴訟を提起した。この請求は認められるか。

(2) 事実の 3. について、P 社が支払不能状態に陥ったことにより P 社に対する債権を回収できなくなった F は、回収不能額を損害として A に対してその賠償を請求することができるか。A の取締役退任登記がされていなかった場合と退任登記がされていた場合とで違いが生じるか。

第2問

平成27年8月20日、衣料品販売業を営むAと衣料品卸売業を営むBとの間で、甲ブランドのジーンズの売買契約（以下「本件契約」という）が締結された。本件契約により、Bは、平成27年8月31日に甲ブランドの正規品ジーンズ400本をAに納入すること、Aは、同年9月30日までに代金200万円をBに支払うことを約した。Bは、8月31日にジーンズをAに納入した際、200万円の売買代金債務の支払を確保するため手形を交付するようAに求め、Aはこの求めに応じて、振出人をA、受取人をB、手形金額200万円、満期を平成27年9月30日、支払場所を乙銀行丙支店とする確定日払いの約束手形を統一手形用紙によって作成し（以下「本件手形」という）、これをBに交付した。

本件手形はBの金庫で保管されていたが、平成27年9月5日、Bの使用人Cは、同じ金庫に保管されていたBの銀行届出印を冒用して本件手形の第一裏書人欄に「B」と記名捺印し、これをBの取引先であってCの友人でもあるDに交付した。DはCの印鑑冒用の事実を知っていた。平成27年9月10日、Dは本件手形を金融業者であるEに裏書譲渡し、195万円の対価を受領した。その後、CとDは姿をくらまし、行方が知れない。

A、B、Dはいずれも個人商人であって、AからBへの本件手形の振出は有効に行われたものとして、下記（1）（2）に答えなさい。

なお、解答にあたっては、（1）と（2）は独立の事案として考えること（（1）の検討は（2）に記載されている事実関係を考慮せずに行い、逆に、（2）の検討は（1）に記載されている事実関係を考慮せずに行ってほしいという趣旨である）。

（1）平成27年9月30日、Bは、Cによる本件手形の持ち出しにつ

いて説明することなく、本件契約による売買代金債権を行使するとして、200万円を支払うようAに求めてきた。Aは支払わなければならないか。

（2）平成27年9月11日、Bの納入したジーンズが偽ブランド品であることが判明し、履行の催告を経て、同年9月28日、Aは本件契約を解除した（解除は有効に行われたものとする）。Aから本件手形の返還を求められたBは、Cが本件手形を持ち逃げしたらしく本件手形が手元のない旨をAに伝えた。

本件手形の支払呈示を支払呈示期間内に行わなかったEは、平成27年10月20日になってAの営業所を訪れて本件手形を呈示し、200万円の手形金支払を求めた。

Aは、Eからの請求に対し、手形金を支払わなければならないか。